

## 最高人民法院による 北京、上海、広州知識産権法院の案件管轄に関する規定

(2014年10月27日最高人民法院審判委員会第1628回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

北京、上海、広州知識産権法院の案件管轄をより明確にするため、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」、「全国人民代表大会常務委員会 北京、上海、広州における知識産権法院設立に関する決定」等の規定に基づき、本規定を制定する。

第一条 知識産権法院は、所在市管轄区の次の各号に掲げる第一審案件を管轄する。

- (一) 専利、植物新品種、半導体集積回路の配置設計、技術秘密、コンピューターソフトウェアに係る民事及び行政案件
- (二) 国務院部門又は県級以上の地方人民政府による著作権、商標、不正競争等に係る行政行為に対して訴訟を提起する行政案件
- (三) 馳名商標の認定に係る民事案件

第二条 広州知識産権法院は、広東省内の本規定第一条第一項第一号及び第三号に定める案件に対して、広域管轄を実施する。

第三条 北京市、上海市の各中級人民法院及び広州市中級人民法院は、知的財産権に係る民事及び行政案件を新たに受理しない。

広東省のその他の中級人民法院は、本規定第一条第一項第一号及び第三号に定める案件を新たに受理しない。

北京市、上海市、広東省の各基層人民法院は、本規定第一条第一項第一号及び第三号に定める案件を新たに受理しない。

第四条 案件の対象に本規定第一条第一項第一号及び第三号に定める内容を含み、さらにその他の内容をも含む場合は、本規定第一条及び第二条の規定に従って管轄を確定する。

第五条 次の各号に掲げる第一審行政案件は北京知識産権法院が管轄する。

- (一) 国務院部門による専利、商標、植物新品種、半導体集積回路の配置設計等の知的財産権に関する権利付与・権利確定の裁定又は決定を不服とするもの
- (二) 国務院部門による専利、植物新品種、半導体集積回路の配置設計に関する強制実施許諾の決定及び強制実施許諾使用料又は報酬の裁決を不服とするもの
- (三) 国務院部門による知的財産権の権利付与・権利確定に係るその他の行政行為を不服とするもの

第六条 当事者が、知識産権法院の所在市の基層人民法院が下した第一審の著作権、商標、技術契約、不正競争等の知的財産権に係る民事及び行政判決、裁定に対して提起する上訴案件については、知識産権法院が審理する。

第七条 当事者が、知識産権法院が下した第一審の判決、裁定に対して提起する上訴案件及び法により直近上級の法院に不服を申し立てる案件については、知識産権法院の所在地の高級人民法院知識産権審判庭が審理する。ただし、法に基づいて、最高人民法院が審理すべき場合については、この限りでない。

第八条 知識産権法院の所在省（直轄市）の基層人民法院が、知識産権法院の成立前にすでに受理していたが、依然として審理が継続している本規定第一条第一項第一号及び第三号に定める案件については、当該基層人民法院が引き続き審理する。

広州市中級人民法院を除く、広東省のその他の中級人民法院が、広州知識産権法院の成立前に受理していたが、依然として審理が継続している本規定第一条第一項第一号及び第三号に定める案件については、当該中級人民法院が引き続き審理する。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。